

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び旭川市水道局契約規程（平成6年旭川市水道事業管理規程第7号）第3条の規定に基づき、一般競争入札（事前審査型）（以下「入札」という。）について次のとおり公告する。

令和8年10月1日

旭川市水道事業管理者 富岡賢司

1 入札に付する工事の内容

- (1) 工事番号 12032C
- (2) 工 事 名 川端町6条9丁目配水支管更新工事
- (3) 工事場所 旭川市川端町6条9丁目
- (4) 工 期 この工事は、「フレックス方式余裕期間制度」の対象工事である。(20(10)を参照。) 工期は、契約締結の日から令和9年1月28日までの期間で、落札者が申し出た期間とする。
- (5) 工事概要 φ75mmポリエチレン管布設工 117.81m
- (6) 設計金額 9,260,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- (7) 本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。(20(9)を参照。)

2 入札参加資格

入札参加者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 旭川市水道局における水道施設工事の入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係・人的関係については20(3)参照。）
- (6) 公告の日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（これらの保険のうち、適用を除外されているものを除く。）に加入していること。
- (7) 公告の日において旭川市水道局建設工事等競争入札参加資格者名簿に「11市内」で登録されていること。ただし、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する組合にあっては、組合員の過半数が旭川市内に登記簿上の本店を置く者に限る。
- (8) 令和3年度以降に本工事と同種又は類似する工事（20(4)参照。）又は準ずる工事（20(5)参照。）を旭川市内で元請として施工し完成した実績（共同企業体による施工を含む。）を有する者であること。

- (9) 配水管技能者等について、常時雇用している者のうち、配水管技能者等届（様式9）に記載されている一般継手施工資格及び水道配水用ポリエチレン管施工資格を有している者を配置できる者であること。
- (10) 設計図書ダウンロードシステムに利用者登録された者であること。

3 申請書及び資料の提出期間並びに提出の方法

この入札に参加を希望する者は、2に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次のとおり申請書及び資料を提出し、旭川市水道事業管理者（以下「管理者」という。）から入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

（電子入札システムにより手続を行う者は、電子入札システムに必要事項を登録するとともに、イ以降の書類は電子入札システムでデータとして添付し提出すること。）

イ 資本関係・人的関係調書（様式2）

ウ 契約の方法に関する申出書（様式8）

上記イ及びウについては、公告の日までに下記アドレスの Logo フォームにより事前登録している者は提出を要しない。

〔新規登録〕

<https://logoform.jp/form/iLZf/1379245>

〔登録内容変更届〕

<https://logoform.jp/form/iLZf/1435859>

エ 工事施工実績調書（様式4）

ただし、工事施工実績が20(4)に該当する者はエの提出を要しない。

オ 配水管技能者等届（様式9）

ただし、令和7・8年度旭川市水道局建設工事等入札参加資格審査申請時（追加申請及び変更申請を含む）に配水管技能者等名簿を提出し、2(9)の要件を満たしていることが確認されている者はオの提出を要しない。

なお、中小企業等協同組合法第3条に規定する組合にあつては、指示した提出書類のほか指定する組員名簿の提出を要すること。

(2) 提出期間

令和8年10月1日（木）から令和8年10月8日（木）までの旭川市の休日を定める条例（平成5年条例第3号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く、午前9時から午後5時まで。

(3) 提出方法

原則として電子入札システムによる提出とする。電子入札システムによる競争入札参加資格確認申請書提出時に必要書類データを添付し提出すること。なお、添付書類データの容量は3MBまでであることから、それを超える場合は、「送付・持参提出通知書」を電子入札システムによる競争入札参加資格確認申請書提出時に添付し提出するとともに、「添付書類内訳書」を添付し関係書類を添えて送付又は持参提出すること。また、電子入札システムを使用しない場合は、「送付・持参提出通知書」及び「添付書類内訳書」を添付し、関係書類を添えて書類で送付又は持参提出すること。

(4) 送付又は持参の場合の提出場所

旭川市上常盤町1丁目

旭川市水道局上下水道部水道総務課契約係

電話 0166-24-3171

FAX 0166-25-9500

(5) 入札参加資格の確認

申請書及び資料を受理した者のうち、入札参加資格のない者には、令和8年10月13日（火）までにその理由を電子入札システム（電子入札システムを使用しない場合はその理由を記載した文書）により通知する。

(6) 提出書類様式の入手方法

入札公告とともに掲載するほか、(2)の期間中、下記アドレスの旭川市水道局ホームページにおいてダウンロードすることができる。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/440/441/index.html>

(7) その他

ア 申請書及び資料の作成並びに提出に要する経費は、提出者の負担とする。

イ 管理者は、提出された申請書及び資料を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使
用しない。

ウ 提出された申請書及び資料は返却しない。

4 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次に従い、書面（様式は任意）により管理者に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和8年10月15日（木）

イ 提出場所 3(4)に同じ

ウ 提出方法 持参すること。（郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。）

(2) 管理者は、(1)の説明を求められたときは、令和8年10月19日（月）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

5 見積用設計図書の入手方法等

(1) 本工事に係る見積用設計図書は、次のとおりダウンロードすることができる。

なお、入札に参加しようとする者は次の期間に、自社のID・パスワードを使用して設計図書をダウンロードすること。

ア 期間 令和8年10月1日（木）から令和8年10月19日（月）まで。

イ 方法 下記アドレスの設計図書ダウンロードシステムにおいてダウンロードすることができる。

<https://www.mudoc-hba.jp/DDD/>

(2) 設計図書に対する質問がある場合においては、次のとおり質疑事項を提出すること。

ア 提出期限 令和8年10月14日（水）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで。

イ 提出方法 3(4)に電話連絡の上、下記アドレスのLogoフォームにより提出すること。

<https://logoform.jp/form/iLZf/949083>

(3) (2)の質疑事項に係る質疑応答書は、下記アドレスの電子調達ポータルサイトにおいて令和8年10月19日（月）まで公表する。

<https://www.idc.e-harp.jp/Public/PortalWeb/PublicHomeInit.do>

6 入札手続等

- (1) 入札の期間 令和8年10月14日（水）午前9時から
 令和8年10月19日（月）正午まで
- (2) 開札の日時 令和8年10月20日（火）午後1時10分
- (3) 開札の場所 旭川市水道局4階第2会議室（旭川市上常盤町1丁目）
- (4) 入札方法

ア 電子入札システムにより、入札書及び必要とされた場合の工事費内訳書を提出すること。

なお、電子入札システムを使用しない場合は、配達日指定郵便で、かつ、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 開札の傍聴

入札参加者その他の傍聴を希望する者は、旭川市水道局建設工事等一般競争入札傍聴要領の規定に基づき開札を傍聴することができるので、開札当日、午後1時10分までに3(4)まで申し込むこと。なお、開札会場の都合により他の入札と併せて傍聴人は先着20名までとする。

7 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札、工事費内訳書を提出しない者のした入札、旭川市水道局建設工事等電子入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札及び設計図書ダウンロードシステムで設計図書のダウンロード履歴が確認できない者のした入札は無効とし、これらの無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

また、管理者により入札参加資格のある旨を確認された者であっても、確認の後旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けて入札時点において指名停止を受けている期間中である者、その他、入札時点において2に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

なお、設計金額を超える入札は失格とする。

8 落札者の決定方法

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札を失格とする。また、低入札価格調査制度を適用する場合において、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

9 工事費内訳書の提出

- (1) 旭川市水道局工事費内訳書等提出要領により、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を指定する様式で作成し、入札書提出時に提出すること。
- (2) 提出された工事費内訳書は、返却しない。

10 契約条項を示す場所

3 (4) の場所で閲覧に供するほか、旭川市水道局ホームページにおいても公表する。

11 契約書作成の要否

電子契約システムによる契約書の作成を要する。

なお、電子契約を希望しない場合は、従前の紙による契約書を作成する。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 見積もった契約金額の 10 分の 1 以上の額を納付すること。
ただし、旭川市水道局契約規程第 27 条に該当する場合は免除する。

13 支払条件

- (1) 前 金 払 契約金額の 4 割以内に相当する額を行う。
- (2) 中間前金払 しない。
- (3) 部 分 払 しない。

14 火災保険等付保の要否

要しない。

15 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該工事の入札を延期又は中止することがある。
なお、中止となった場合でも、申請書及び資料の作成費用は申請者の負担とする。

16 入札執行回数

1 回とする。

17 最低制限価格制度

本工事は、旭川市水道局建設工事等最低制限価格制度実施要領による最低制限価格を設定する。

18 建設工事に係る資材の再資源化等

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 9 条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、設計図書に記載された特定建設資材廃棄物の種類、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で入札を行うこと。

19 債権譲渡承諾の取扱い

本工事は、「旭川市水道局公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度及び地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾等に関する取扱要領」の対象である。

20 その他

- (1) 入札参加者は、旭川市水道局契約規程、旭川市水道局建設工事等電子入札心得、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合は、旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 2 (5) という資本関係・人的関係とは、次のとおりである。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア、イと同視しうる特定関係があると認められる場合

- (4) 2 (8) という「同種又は類似する工事」とは、次のとおりである。

管理者が発注した水道施設（水道管の布設（布設替））工事

- (5) 2 (8) という「準ずる工事」とは、次のとおりである。

ア 開発行為において水道水供給のため既設配水管との接続を含む工事（配水管の断水作業を伴うものに限る。）

イ 給水装置工事で既設配水管との接続を含む工事（配水管の断水作業を伴うものに限る。）

いずれも断水作業を直接請け負った者であり、管理者に提出している、施工計画承諾書に配水管等の施工業者として記載されている者（アの場合）又は給水装置工事承認通知書に旭川市給水工事指定店として記載されている者（イの場合）であり、この書面（写し）の提出が可能であること。

- (6) 落札者は、旭川市水道局「現場代理人、主任技術者及び監理技術者」に係る継続雇用確認要領（以下「雇用確認要領」という。）第4条から第6条までの規定に基づき、契約時に提出する現場代理人及び主任技術者等の経歴書（以下「経歴書」という。）に、契約日以前3か月以上の雇用関係を確認できる次のいずれかの書類を添付すること。

ア 監理技術者資格者証（写し）

イ 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）（写し）

ウ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書(写し)

エ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写し)

オ 所属会社の雇用証明書(写し)

カ 上記で確認することができない正当な理由がある場合は、その理由を記載した申立書

なお、倒産による退職後再雇用された者の配置を規定する雇用確認要領第11条に該当する場合は、上記アからカに代え、経歴書に次の書類を添付すること。

キ 雇用期間確認免除申立書

(7) 納税証明書の提出

契約締結手続きにあたって、落札者（共同企業体にあつては、全ての構成員）は、旭川市長が落札日の属する年度の4月1日以降に交付した旭川市の市税に滞納のないことを確認できる納税証明書（写しを可とする。）を提出すること（電子契約を行う場合は電子メールで送信すること。）。

上記の納税証明書により旭川市の市税に滞納のないことが確認できない場合は、落札決定後に正当な理由がなく契約を辞退したものとみなし、契約を締結しない。

なお、旭川市に納税義務のない者については、納税義務がない旨の確認を受けた納税証明交付請求書を提出すること（電子契約を行う場合は電子メールで送信すること。）。

(8) その他、入札に関しての照会先

3(4)に同じ。

- (9) 1(7)でいう週休2日工事は、施工者希望型であり、請負人は工事着手前に完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日の取り組みについて発注者と協議を行い、協議が整った場合に該当する週休2日に取り組むものとする。なお、いずれの週休2日を希望しない場合又は達成できない場合においても通期の週休2日による施工を行わなければならない。

詳細については、下記アドレスのホームページにおいて掲載しているので参照のこと。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/440/441/4427/d053042.html>

- (10) 1(4)でいうフレックス方式余裕期間制度の工事のため、次のことに留意すること。

なお、フレックス方式余裕期間制度の詳細については、次のアドレスのホームページにおいて掲載しているので参照のこと。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/440/441/4427/p0084442.html>

ア 落札者は、契約までの間に「フレックス方式余裕期間制度試行要領」の「別紙2 工期申出書」により、工事の始期及び終期を通知すること。

イ 請負人が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、請負人の負担とする。

ウ 前払金を請求できる期間は、契約書で定めた工期内となる。

エ 契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、当該工事現場の管理は発注者の責任において行う。

オ 請負人は、契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工を含め、工事に着手してはならない。

カ 契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

- (11) 3及び6について、システム障害等のやむを得ない事情により、電子入札システムを利用して提出することが難しく、書面による提出を希望する者がある場合の取扱いは、旭川市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。